

令和6年5月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 承認第 2 号	専決処分の承認について
日程第 5 同意第 3 号	公平委員会委員の選任について
日程第 6 議案第24号	弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第25号	弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8 議案第26号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 議案第27号	令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第10 議案第28号	令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより令和6年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。
これより会議に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月27日までの31日間にしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月27日までの31日間と決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。
市長より令和5年度一般会計予算の繰越しに関する書類、また監査委員より、地方自治法の規定により例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれ提出をされ、その写しを各位のお手元に配付をしてありますので、よろしく願いをいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、承認第2号を議題といたします。
安藤市長に提案理由の説明を求めます。
安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。
令和6年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第2号専決処分の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い必要な条例改正を、令和6年3月30日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 承認第2号専決処分の承認について、2枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 令和6年能登半島地震により、住宅や家財等の資産について受けた損失の金額について、納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以降の個人の市民税の雑損控除の適用対象とすることとした。

2. 令和6年度分の個人住民税から定額減税を行うため、個人の市民税の特別税額控除に係る規定の整備を行うこととした。

3. 土地に対して課する固定資産税の現行の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの3年間延長することとした。

4. その他必要な規定の整備を行うこととした。

5. この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 専決のほうでの質疑ですけれども、この弥富市税条例の2番に関わる定額減税なんです。減税を行うということで、個人市民税の控除を1万円にするということなんです。そもそも非課税世帯というのは今後どのようになるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） こちらは国の経済総合対策によって事業のほう進められておるのでございます。低所得者の支援の事業につきましては、令和6年度、新たに個人住民税が非課税または均等割課税となる課税の方が世帯の対象となり、給付が今後行われるものでございます。今回の条例とはまた別のスキームになりますけれども、こういった事業が予定を

されております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 非課税の方には今後給付があるだろうということだと思います。

もう一点、扶養家族あるいは個人事業主等で、家族経営などの配偶者等が、今、減税対象になっていないということなんですが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 定額減税につきましては、一般論で言いますと控除対象配偶者という方、それから扶養親族の方が対象となつてございます。こちらにつきましては、年収で103万円以下の方が対象となつておるものでございます。

ただいま御指摘のありました家族経営の方の配偶者の件につきましては、すみません、その個別の事案の中で整理して、また適切に本市として減税あるいは給付のほうをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質疑としては終わります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

承認第2号は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案どおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第3号 公平委員会委員の選任について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、同意第3号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号公平委員会委員の選任につきましては、服部知治氏が令和6年6月30日任期満了のため、その後任者として服部知治氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

同意第3号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第24号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第25号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 8 議案第26号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 9 議案第27号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第10 議案第28号 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 6、議案第24号から日程第10、議案第28号まで、以上 5 件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案 3 件、予算関係議案 2 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第24号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、児童手当システムや生活保護システムを改修するための関連予算等を計上するものであります。

次に、議案第28号令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、国民健康保険システムを改修するための関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第24号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。

1 枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により法別表第 2 が廃止されたことに伴う規定の整備を行うこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 議案第25号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚めくっていただきまして、弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所の保育士等の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上の保育士等を配置することとしているところを、おおむね15人につき1人以上とし、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上の保育士等を配置することとしているところを、おおむね25人につき1人以上とすることとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第26号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

1 枚めくっていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げることとした。

2. 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第27号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,601万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を176億3,265万6,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、財政調整基金繰入金1,601万6,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、民生費におきまして、国民健康保険特別会計繰出事務の国民健康保険特別会計事務費繰出金1,122万円、児童手当支給事業の児童手当システム改

修委託料281万6,000円及び生活保護事業の生活保護システム改修委託料198万円を増額する
ものであります。

議案第28号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、
歳入歳出それぞれ1,122万円を増額し、歳入歳出予算の総額を39億3,984万円とするものであ
ります。

歳入予算の内容といたしましては、一般会計繰入金1,122万円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、国保事務事業の電子計算処理等委託料1,122万円を増
額するものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りいたします。

本案5件は、継続議会で審議をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は、継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて
散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

